

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（教育委員会）、財政援助団体監査（一般財団法人西宮市職員自治振興会）及び指定管理者監査（一般社団法人西宮高齢者事業団）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和3年7月6日

| | |
|---------|-------|
| 西宮市監査委員 | 石原俊彦 |
| 西宮市監査委員 | 佐竹令次 |
| 西宮市監査委員 | 板戸史朗 |
| 西宮市監査委員 | 大川原成彦 |

| 措置を講じた部局又は団体 | 監査結果報告日 | 監査結果公表日 | 措置通知受理日 |
|----------------------|------------|------------|-----------|
| 教育委員会 | 令和2年11月19日 | 令和2年11月20日 | 令和3年5月20日 |
| 一般財団法人 西宮市職員自治振興会 | 令和2年11月19日 | 令和2年11月20日 | 令和3年5月28日 |
| 一般社団法人 西宮高齢者事業団 | 令和2年11月19日 | 令和2年11月20日 | 令和3年5月28日 |

措置の内容

別紙のとおり



西齋管発第 1014 号
令和 3 年 5 月 28 日
(2021 年)

西宮市監査委員 石原俊彦様
同 佐竹令次様
同 板戸史朗様
同 大川原成彦様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について(通知)

このことについて、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 措置を講じた部局 環境局
- 2 監査結果報告名 指定管理者監査結果報告
(一般社団法人 西宮高齢者事業団)
- 3 監査結果提出日 令和 2 年 11 月 19 日報告監第 17 号
- 4 措置状況 別紙のとおり

指定管理者監査報告書に基づき講じた措置
(令和2年11月19日付報告監第17号)

(指摘事項及び意見)

監査報告書 P17-4

3 業務の改善

なお、法人が実施すべき利用者アンケートについては、前指定期間である平成25年度に1回実施されただけであり、利用者満足度を高めるために、より多くの利用者から意見を収集できるよう、定期的な実施に努めてください。

(講じた措置)

利用者アンケートについては、指定管理者にて令和3年度の実施に向け検討しております。アンケート結果に係る利用者の反応等を鑑みながら、定期的な実施できるよう指導を行ってまいります。

(指摘事項及び意見)

監査報告書 P17-4

4 所管部局での業務実施状況

事業報告書については、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条及び基本協定書第11条で年度終了後30日以内に提出することとしていますが、事業報告書に所管部局による受付印がありませんでした。

(講じた措置)

事業報告書に関する受付印の漏れについては、事務処理の基本的な部分を理解し、漏れが発生しないよう適正な事務処理に努めてまいります。

(指摘事項及び意見)

監査報告書 P17-5

4 所管部局での業務実施状況

また、基本協定書第11条で使用料の収入実績の報告を求めています。使用料の徴収は指定管理業務に含まれていません。所管部局においては協定書や仕様書の見直しを行い、指定管理者から適切な報告ができるよう整理してください。

(講じた措置)

基本協定書の内容については、漏れが発生しないよう的確に見直しを行い、指定管理者から適切な報告が行えるよう整理してまいります。

4 所管部局での業務実施状況

なお、甲山墓園では、石材業者が使用する光熱水費について実費徴収を行っています。実費徴収の額は石材洗浄 1 回あたり 1,000 円としていますが、過去から実費徴収に係る基準を定めないまま徴収が続けられていました。光熱水費利用者負担金が生じる場合は、その基準を定めた上で徴収を行うよう改善してください。

(講じた措置)

光熱水費利用者負担金に係る実費徴収については、金額の基準を定め、徴収を行えるよう改善してまいります。

5 むすび

施設の管理運営については、建設時から年数が経過しており、墓参者に配慮した手すりやスロープの設置などの設備の改修や交換を順次行う必要があります。引続き計画的な修繕を行うとともに、利用者の安全性や利便性を確保するための改善に取り組んでください。

一般社団法人西宮高齢者事業団は、今後とも市と連携・協働して安全安心な施設運営に加え、施設運営におけるサービス向上により一層努めてください。

(講じた措置)

施設運営については、墓参時に車椅子を使用されるなど個別の相談に応じ、可能な範囲で段差に手摺やスロープの設置、凹凸のある舗装を平らにするなどの対応を、個別の事情に配慮しながら行うことで、利用者の安全性や利便性を確保できるよう改善してまいります。

今後も指定管理者である一般社団法人西宮高齢者事業団には、市と連携・協働して安全安心な施設運営に加え、施設運営におけるサービス向上を、より一層努めるよう求めてまいります。